

(1) 機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方

更新日：2026年 8 月 3日

機構専門医資格取得後、日本専門医機構認定麻酔科専門医事前審査に関する内規第 20 条に定める理由等により、週 3 日以上麻酔科関連業務に従事できなかった期間がある場合、非従事期間の申請をすることが可能です。

機構認定審査会にて非従事期間申請の是非が審議され、承認を受けると休止期間が通知されます。休止期間は専門医の資格が休止されますが、再認定に必要な要件を取得する期間となります。

[「認定申請制度に関するQ&A」](#)の内容もあわせてご確認ください。

＜麻酔関連業務非従事期間（非従事期間）の申請＞

- 1 専門医がその単位取得期間中に以下に掲げる事由により週 3 日以上麻酔科関連の業務に従事できなかった期間がある場合、非従事期間の申請ができます。

＜事由＞妊娠、出産、育児、病気療養、介護、災害被災、国外留学 等

※週2日以下の麻酔関連業務の従事も非従事期間として休止申請を行ってください。

※麻酔関連の研究を単一施設で週3日以上行っている場合は、審査により従事として認められる可能性がございます。

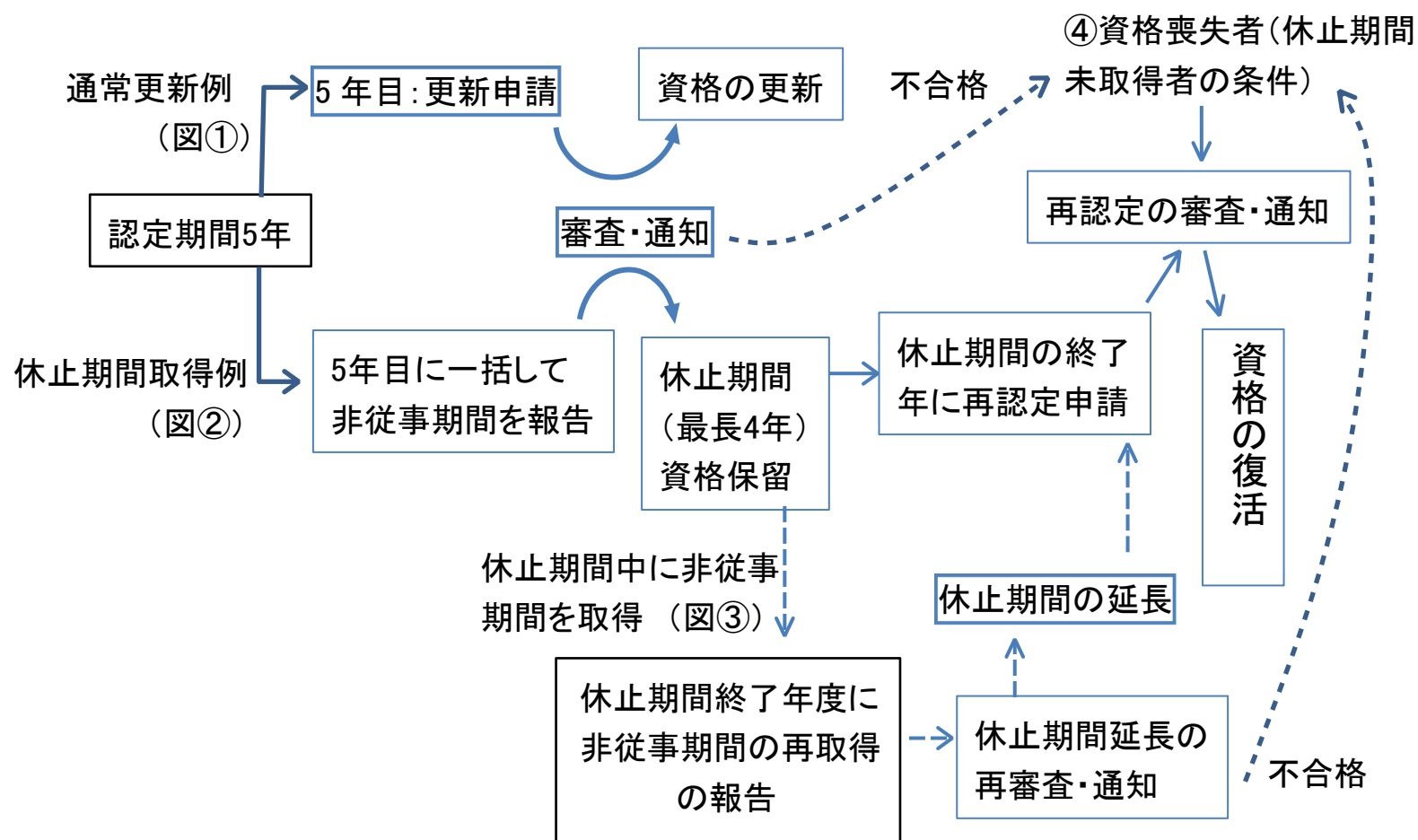
休止申請又は更新申請のどちらを行うかは、申請者ご自身でご判断ください。

- 2 非従事期間は週単位とし別表(1)の区分とします。
- 3 専門医の認定資格は、非従事期間の取得の有無にかかわらず認定開始から 5 年間認められます。
- 4 非従事期間に関する報告は、認定期間終了年度に一括して行います。
- 5 「直近の機構専門医認定日の前年度4月1日～申請する年の3月31日まで」が非従事期間週数の対象になります。
- 6 再認定申請までに非従事期間は最長で 260 週まで(5 年未満)の取得となります。

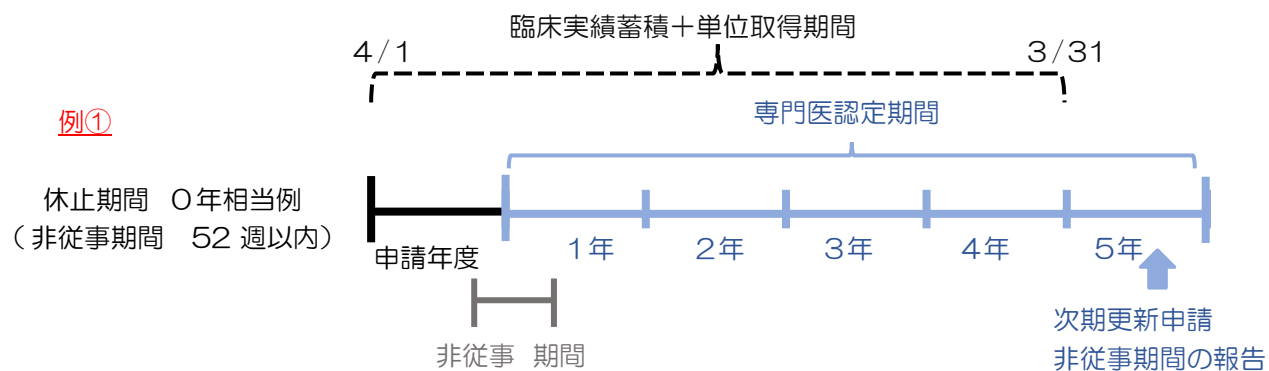
＜専門医休止期間(休止期間)＞

- 1 単位取得期間5年間で合計 52週以内の非従事期間は、休止期間は適応されずに、通常更新(図①)と同等に審査されます。
- 2 1年以上(53週以上)の非従事期間を取得した場合(図②、③)は、別表(1)の通り認定期間終了後から年単位の休止期間が発生し、更新が見送られます。
- 3 休止期間の認定は、認定審査委員会により審議され、結果が通知されます。
- 4 休止期間中は、機構専門医の資格は**休止(専門医の保留期間であり、呼称はできません)**となります。
- 5 資格の復活には、休止期間終了年度に再認定申請を行います。休止期間中に再度非従事期間を取得した場合は、休止期間の最終年度に 再度非従事期間報告書を提出し審査を受けます。
- 6 1回の再認定審査にあたり、休止期間は最長 4 年間認められます。4 年を超えますと機構専門医資格喪失となります。
- 7 審査により休止期間、休止期間の延長が認められない場合、また休止期間が 4 年を超えた場合は、通常の更新に必要な要件に加え、
休止期間の未取得者としての再認定審査に必要な要件 [\(2\) 機構専門医資格取得後、機構専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内](#) の 別表(2)を満たした上での再認定申請となります。

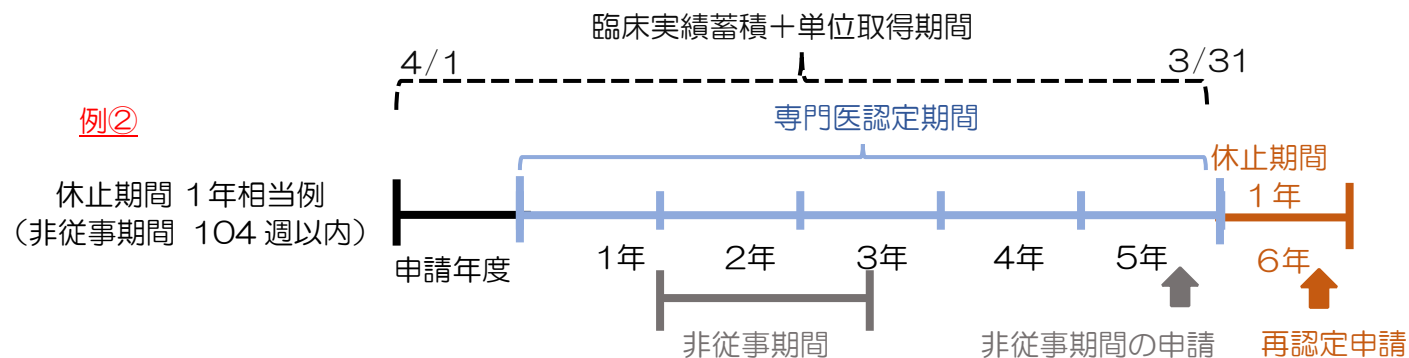
更新、休止期間、再認定申請の流れ



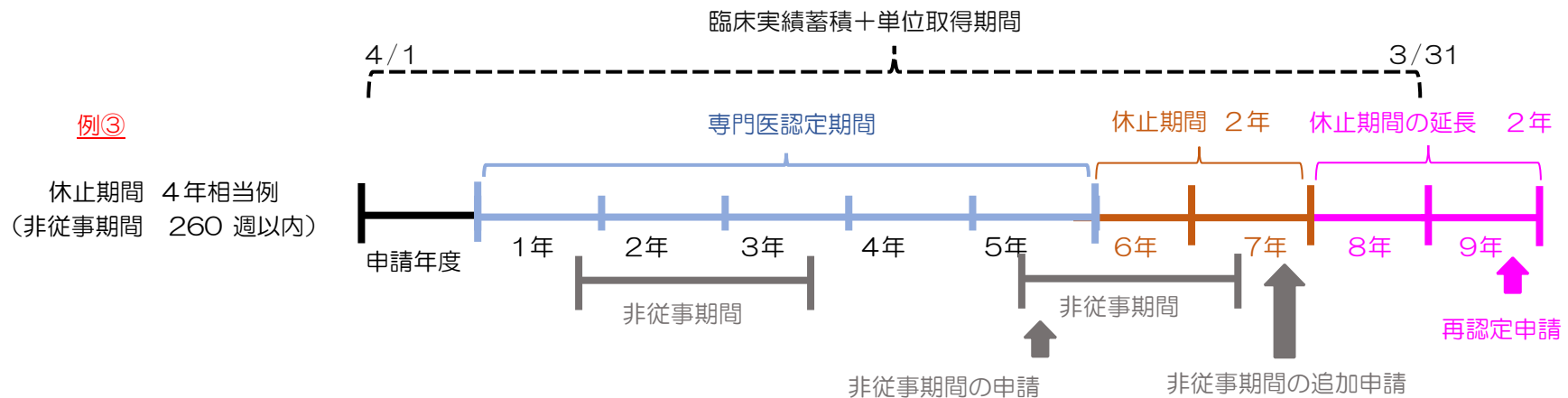
＜非従事期間の申請の具体例＞



＜例① 解説＞臨床実績蓄積＋単位取得期間に非従事期間が52週以内だった場合、
機構専門医認定期間の最終年度に通常の更新申請が可能



＜例② 解説＞臨床実績蓄積＋単位取得期間に非従事期間が104週以内だった場合、機構専門医認定期間の最終年度に「休止申請」を行う
審査により認められれば、翌年より1年間の休止期間が認定される(別表(1)参照)



＜例③ 解説＞機構専門医認定期間（水色）の最終年度に休止申請を行って2年の休止期間（茶色）が認められたが休止期間中に非従事期間が発生した。休止期間が終了する前年度までに4年以上・単一施設週3日以上 of 麻酔関連業務の従事が無い為、再び、2年の休止期間（茶色）の最終年度に「休止申請（非従事期間の追加申請）」を行った。

前回の非従事期間と今回の非従事期間の合計週数が 260 週以内であれば4年の休止期間が認められる（別表(1)参照）

ただし、前回に2年間休止期間を取得している為、延長は2年間となる

その後、休止期間の延長（ピンク色）終了年度に要件を満たした上で、再認定申請を行う

●期間の算定

「従事条件を満たしていない週数＝非従事期間」に応じて、下記の通り休止期間が決定します。

非従事期間とは単一施設週3日以上で麻酔関連業務に従事できない週の合計とします。

●休止期間の算定、及び休止を行った場合の再認定審査に必要な単位要件(別表1) 別表(1)

非従事期間の週数	相当する休止期間	休止期間～再認定審査に必要な単位要件
1～52 週	0 年	(通常の更新申請での審査)
53～104 週	1 年	機構専門医更新の 50 単位に加え、専門医共通講習 1 単位、かつ領域講習 4 単位を追加取得する
105～156 週	2 年	機構専門医更新の 50 単位に加え、専門医共通講習 2 単位、かつ領域講習 8 単位を追加取得する
157～208 週	3 年	機構専門医更新の 50 単位に加え、専門医共通講習 3 単位、かつ領域講習 12 単位を追加取得する
209～260 週	4 年	機構専門医更新の 50 単位に加え、専門医共通講習 4 単位、かつ領域講習 16 単位を追加取得する

※2026 年度以降に申請を行う場合は、共通講習は必修講習 B (5単位) が追加が必要です。

●休止期間から再認定審査に必要な従事状況

認定日の 1 年前の 4 月 1 日から再認定申請する年の 3 月 31 日まで、継続して単一施設週 3 日以上 of 麻酔科関連業務従事とその臨床実績の提出、
加えて申請する年の 8 月 1 日から申請する年の 10 月 31 日までに発行された在籍証明書の提出が必要です。

53 週未満の非従事期間については理由書とその根拠書類を以て審査します。

※休止取得後、非従事により休止期間が変更となる場合、認定日の 1 年前の 4 月 1 日から再認定申請する年の 3 月 31 日までの通算の非従事期間
の週数に応じて休止の申請ができます。その申請は、再認定申請にあたる年度の、機構専門医更新の申請期間に提出すること。ただし認められる休
止期間は通算で 4 年までになります。

*****算定例*****

Q. 1 回目の休止申請で非従事期間(156 週)、認められた休止期間は 2 年であった。

休止期間の終了年の前年度までに追加で非従事期間が(69 週)あった場合どうしたらよいか

A. 「認定日の 1 年前の 4 月 1 日から 2 回目の再認定申請する年の 3 月 31 日までの通算の従事期間」が 4 年以上ない場合、追加で 2 回目の休止
申請を行う

「認定日の 1 年前の 4 月 1 日から休止期間が終了する年の 3 月 31 日までの通算の非従事期間」が 225 週(156+69 週)なので、別表(1)より、
209～260 週にあてはまる。認定審査の結果、休止期間が 4 年に「変更」となり、1 回目で 2 年休止している為、2 年間の休止が認定される。

非従事期間を複数回取得する際は、トータルの非従事期間をもとに休止期間が変更される

●休止の申請方法

機構専門医更新の申請年度にあたる年度の休止申請期間に会員専用ページから Web 申請の上、
所定の申請書類をダウンロード・必要事項記入のうえ提出すること。

- * 審査料は不要です。
- * 理由により休止申請が却下されることもあります。
- * 非従事期間に関する申請は、更新申請の代わりに認定期間終了年度に一括して行います。
- * 休止申請が認められたら、認定期間終了年度の翌年度 4 月 1 日から休止期間となります。

・申請書類 [麻酔関連業務非従事期間\(非従事期間\)報告書\(PDF\)](#)

●休止後の再認定申請要件

休止期間終了年度に以下の要件を満たした上で再認定申請を行ってください。

- (1) 非従事期間を除く通算計 4 年分単一施設週 3 日以上の勤務とその臨床実績の提出
- (2) 機構専門医更新単位 50 単位に加え、休止年数1年ごとに共通講習1単位、かつ領域講習4単位の追加取得
※2026 年度以降に申請を行う場合は、共通講習 必修講習B(5単位)の取得が追加で必須です。
※共通講習の上限(10 単位)が 1 年につき 1 単位増加します。
- (3) 前項(1)(2)の臨床実績および単位実績は専門医が認定された前年 4 月 1 日から申請年の 3 月 31 日までの間において算定、取得可能なものとする。

●提出書類

1) **麻酔科専門医再認定申請 提出必要書類送付書**

2) **職務経歴書**: 認定を受けた前年度 4 月 1 日より申請する年の 3 月 31日まで

3) **麻酔経歴書**: 認定を受けた前年度 4 月 1 日より申請する年の 3 月 31日まで

4) **在籍証明書**: 勤務する施設が発行した**単一施設週3日以上**の**在籍を証明する書類**

申請する年の 8 月 1 日から申請する年の 10 月 31 日までに発行されたもの

＜必要事項＞

・発行日

・発行施設・機関名称と代表者の署名(ゴム印可)と施設・機関の公印

・在籍期間と週間勤務日数

・申請者氏名

＜申請時に非従事期間(産休(育休)等)がある場合＞

上記の在籍証明書に追加して「休職期間」と「休職理由」が記載されている必要があります。

・[在籍証明書サンプル\(PDF\)](#)

5) **臨床実績報告書**: 認定を受けた前年度 4 月 1 日より申請する年の 3 月 31 日まで

6) **各種実績目録**: 認定を受けた前年度 4 月 1 日より申請する年の 3 月 31 日まで

ご自身で Web 登録した単位は、証明書類(抄録コピー、論文コピー、受講証明書等)の提出が必要です

下記必要に応じて

7) **研究証明書類:**

- ・在籍証明書(研究期間中の在籍証明書)

留学後、もしくは最新の日付で発行されたもので、留学期間と先生の氏名が明記されており、施設長またはラボ責任者の署名があるもの

- ・[研究内容証明書\[2018年11月20日追加・2025年2月5日更新\]\(Word\)](#)

- ・[研究内容証明書\(英語版\)\[2025年2月5日追加\]\(Word\)](#)

- ・研究業績(論文コピー)

未発表の場合は、発表予定を研究内容証明書にその旨ご記入ください

8) **理由書:** (休職期間がある場合、単一施設週3日以上 of 麻酔関連業務の従事がない等の場合に提出)

- ・[理由書サンプル\(PDF\)](#)